

実質化された人・農地プラン

市町村名 結城市	対象地区名（地区内集落名） 江川地区（田間 他 8 集落）	作成年月日 令和3年3月12日	直近の更新年月日 令和3年3月29日
-------------	----------------------------------	--------------------	-----------------------

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	1,203ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	762ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	464ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	201ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積合計	151ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	321ha
(備考)	
④については、結城市は複数の地区で耕作している中心経営体が多いため、引き受ける意向のある耕作面積は全域とする。 (絹川地区は除く)	

2 対象地区的課題

- ・基盤整備（武井地区畠総）が行われる畠や行われた田及び畠地を中心に集積は進んでいる。
- ・基盤整備が行われた地区でも圃場（概ね1反）が小さく、道路も幅員が狭いため、機械が入れず、耕作者不足になっている。
- ・一部地区については、不整狭小農地が多く、耕作者が不足している。
- ・地区の西部（栃木県との県境）を西仁連川が流れしており、一部が越水するところがある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

田間集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の39経営体で主に営農し、今後も他の経営体と連携して農地を受け入れて行く。
上成集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の8経営体で主に営農し、今後も他の経営体と連携して農地を受け入れて行く。
武井集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の28経営体で主に営農し、今後も他の経営体と連携して農地を受け入れて行く。
北南茂呂集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の11経営体で主に営農し、今後も他の経営体と連携して農地を受け入れて行く。
東茂呂集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の38経営体で主に営農し、今後も他の経営体と連携して農地を受け入れて行く。
七五三場集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の4経営体で主に営農し、今後も他の経営体と連携して農地を受け入れて行く。
大木集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の39経営体で主に営農し、今後も他の経営体と連携して農地を受け入れて行く。
江川新宿集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の25経営体で主に営農し、今後も他の経営体と連携して農地を受け入れて行く。
江川大町集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の27経営体で主に営農し、今後も他の経営体と連携して農地を受け入れて行く。

4.3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付等の意向

貸付等の意向が確認された農地は、532筆 821,695m²となっている。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手、受け手にかかわらず、田んぼについては、積極的に農地を農地バンクに貸付していく。

畠についても、可能な限り農地バンクに貸付していく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時的保全管理や新たな受け手への付替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

農村地域の多面的機能の維持・発揮への取組方針

地域の共同活動によって支えられている多面的機能（自然環境の保全、土砂崩れの防止等）について、継続的に維持・発揮できるよう取り組む。具体的には、農用地、水路、農道等の保全管理について、地域の農業者だけでなく非農家を含めて活動とする。

災害対策への取組方針

果樹園等については、雹害、凍霜害、高温害等の被害防止のため、多目的防災網等の設置を推進する。